

安全保障理事会決議 2014 (2011)

2011 年 10 月 21 日、安全保障理事会第 6634 回会合にて採択

安全保障理事会は、

2011 年 6 月 24 日、2011 年 8 月 9 日、2011 年 9 月 24 日の安保理報道声明を想起し、

イエメンにおける状況に深刻な懸念を表明し、

イエメンの統一、主権、独立および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、

現在の危機の平和的解決を達成するため建設的な方法に従事することを全ての側に促している 2011 年 9 月 23 日の事務総長声明を歓迎し、

湾岸協力理事会の関与を歓迎し、またイエメンの政治的危機を解決する GCC の取組に対する安全保障理事会の支援を再確認し、

特別顧問のイエメン訪問を含む、事務総長の周旋の継続的取組を歓迎し、

イエメンに関する人権理事会決議 (A/HRC/RES/18/19) に留意し、また刑事責任の免除を避けまた完全な説明責任を確保する目的で、国際的基準に一致した包括的、独立した且つ不偏的な人権侵害の申し立てに対する捜査の必要を強調し、またこれに関連して、国際連合人権高等弁務官により表明された懸念に留意し、

湾岸協力理事会イニシアティブのサレハ大統領による即時署名と履行を求め、武装していないデモ参加者に対する武力の行使を非難し、また自制、完全且つ即時の停戦に対する誓約および何の罪もないイエメン国民の殺害をもたらした出来事を捜査する委員会の設立を求めている、2011 年 9 月 23 日の湾岸協力理事会の閣僚理事会の声明を歓迎し、

武力紛争を含む、悪化しつつある治安状況および政治的解決に関する進展がないため悪くなった経済的状况と人道的状況、並びに更なる暴力の拡大の可能性に重大な懸念を表明し、

女性、平和および安全に関する安保理諸決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009) 並びに 1960 (2010) を再確認し、紛争の予防および解決並びに平和構築において女性の重大な役割が与えられている和平プロセスのあらゆる段階に女性が完全、平等且つ効果的に参加する必要性をくり返し表明し、社会の構造を再確立することにおいて女性が果たす重要な役割を再確認しまた女性の観点と必要を考慮するため紛争解決に女性が関与する必要性を強調し、

イエメンにおける国内避難民と難民の増加している数、干ばつおよび燃料と食料の価格の急上昇を原

因とする栄養失調の憂慮すべき水準、基礎的必需品と社会サービスの中止が増加していること並びに安全な水と保健医療を入手する機会が益々困難になっていることについてまた重大な懸念を表明し、

アラビア半島におけるアル・カーイダの増加した脅威とイエメンの地域における新しいテロ攻撃の危険に重大な懸念を更に表明し、またあらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和並びに安全に対する最も重大な脅威の一つを構成することまたテロリズムのあらゆる行為は、その動機にかかわらず、犯罪であり正当化できないことを再確認し、

文民に対するおよび 2011 年 6 月 3 日のサヌアの大統領府に対する攻撃のようなイエメンにおける政治プロセスを危うくすることを目的としたものを含む、当局に対するあらゆるテロと他の攻撃を非難し、

イエメン国民を保護するイエメン政府の主要な責任を想起し、

イエメンにおける現在の危機の最善の解決法は、変化を求めるイエメン国民の合法的要求と憧れに合致する包括的且つイエメン人が主導する移譲の政治プロセスを通してであることを強調し、

全ての当事者にとって受諾可能な政治的合意を見つけ出すことをまた早期の大統領選挙を実施することを含む権限の平和的且つ民主的移譲を確保することが意図された 9 月 12 日の大統領令に対する安保理の支援を再確認し、

とりわけ包括的な国際テロ対策取組に関する、イエメンの安定と安全の重要性を強調し、

国際連合憲章の下での国際の平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任に留意し、また永続する政治的解決を行わないことによりイエメンでの状況が悪化することにより引き起こされる地域的な安全と安定に対する脅威を強調し、

1. 女性および子どもを含む、主に文民の、多数の死に心からの悲しみを表明する。
2. 平和的な抗議者に対する過度な武力の行使のような、イエメン当局による継続した人権侵害並びに他の関係者により行われた暴力行為、武力行使および人権侵害を強く非難しまた暴力、人権侵害について責任がある全ての者は責任を問われるべきことを強調する。
3. 全ての側が、政治的目標を達成するために暴力を用いることを拒否することを要求する。
4. 湾岸協力理事会イニシアティブを基礎とした解決協定の、可及的速やかな、調印および履行が、包括的な、秩序あるまたイエメン人主導の政治移譲プロセスに不可欠であるという安保理の見解を再確認し、幾つかの反政府当事者と国民全体会議による湾岸協力理事会イニシアティブの署名に留意し、イエメンのあらゆる当事者に対し、このイニシアティブに基づく政治的解決の履行に彼ら自身が誓約することを求め、湾岸協力理事会イニシアティブに直ちに署名するというイエメン大統領による誓約に留意しまた彼または彼のために行動する権限を与えられた者に対し、署名しまたそれに基づく政治

的解決を履行することを奨励し、そしてこの誓約が、湾岸協力理事会イニシアティブと9月12日の大統領令において述べられたように、権限の平和的な政治的移譲を達成するため、更に遅れることなしに、行動に移されるべきことを求める。

5. イエメン当局が、イエメン当局の行動が適用可能な国際人道法および人権法の下での義務を遵守することを直ちに確保し、イエメン国民が彼らの人権並びに彼らの不満の是正を要求する平和的集会の権利を含む基本的自由およびメディアの構成員に対するものを含む表現の自由を行使することを許し、また治安部隊による文民並びに文民の標的に対する攻撃を終わらせる行動をとることを要求する。
6. 全ての関係当事者に対し、女性および子どもの保護を確保すること、紛争解決に女性の参加を改善することを求めまた全ての当事者に対し、意思決定レベルに女性の平等且つ完全な参加を促進することを奨励する。
7. 全ての反対派集団に対し、湾岸協力理事会イニシアティブを基礎とする政治的解決の合意と履行に完全且つ建設的な関わりを果たすことを誓約することを促し、また全ての反対派集団が暴力を自制しまた政治的目的を達成するために武力の行使を止めることを求める。
8. 全ての武装集団が、平和的な示威行動の分野から全ての武器を取り除き、暴力と挑発を自制し、子どもの勧誘を自制することを更に要求しまた全ての当事者に対し重要な社会資本を標的としないことを促す。
9. アラビア半島におけるアル・カーイダの存在についての安保理の懸念および国際連合憲章と適用可能な人権、難民並びに人道法を含む国際法に従ってこの脅威に対処する安保理の決意を表明する。
10. 国際社会に対し、イエメンに人道援助を提供することを奨励し、またこれに関連してイエメンにおける全ての当事者に対し、国際連合機関および他の関連機構の活動を促進し、またイエメン中の必要としている人々への人道支援援助の時宜を得た提供のために十分、安全且つ妨害のないアクセスを確保することを要請する。
11. 事務総長に対し、特別顧問による訪問を通してを含む、彼の周旋を継続することおよび全てのイエメンの利害関係者が本決議の条項を履行することを促し続けることを要請し、また全ての国家および地域的機関に対し、この目的に寄与することを奨励する。
12. 事務総長に対し、本決議の採択から30日以内にまたその後は60日毎に、本決議の履行に関して報告することを要請する。
13. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。